

行政改革推進審議会 会議概要

第9回会議	
開催日時	平成19年6月21日(木) 14時00分 ~15時55分
開催場所	山陽保健センター 集団指導室
出席委員	6名出席(3名欠席)
出席職員	市長・市長公室長 行政改革課職員3名
協議概要	<p>1 具体的な改革項目についての協議</p> <p>○自治基本条例の制定 (行政改革課職員より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年の地方分権一括法以降、全国各地で住民参加を推進し、住民が知恵を絞って創意工夫しながらまちづくりを進めるための基本ルールを明文化(条例化)しようという動きが活発になってきた。</li> <li>・全国の約1,800の自治体のうち、60程度の自治体が既に制定済みであり、その他についても、現在、多くの自治体が策定に取り組んでいる。</li> <li>・本市については、今年度当初に一般公募による市民組織として「自治基本条例をつくる会」を立ち上げ、地方自治の主体者である市民と行政及び議会との関係やルールづくりの必要性について、2週間に1回、自主的に協議していただいている。現在の委員数は19名であるが、常時募集している。多くの市民の参加を期待している。</li> <li>・いつまでに策定するという期限を設けてはいないが、概ね平成21年度末までの条例制定を予定している。</li> </ul> <p>(委員からの主な意見、質疑応答等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わずか20名程度の委員が作成した条例案が、そのまま条例となるのか。委員にとっては、荷が重過ぎるのではないか。 ⇒事務局である職員は法制執務等についてアドバイスする程度で、条例の素案はあくまでも委員により作成していただく。素案ができた後には、市内各所で住民説明会等を開催し、委員自らが市民に説明し意見を聞く場を設けていきたい。</li> <li>・「自治基本条例をつくる会」ということは、「つくる」ことを前提にすでに作成作業に入っているのか。 ⇒「・・・つくる会」という名称ではあるが、あくまでも懇話会、座談会としてスタートしている。今は、委員の皆さんがまちづくりの基本ルールについて一緒に考えてくれる仲間を募っている状況であり、全く白紙からのスタートである。長い時間をかけて市民全体の気運と知識を醸成し、それから具体的な作成作業に移行していくことになろう。そういう意味では、平成21年度末</li> </ul>

にこだわることなく、じっくりと納得のいく条例案を作成してもらえればと願っている。

#### ○市民意見公募（パブリックコメント）の実施

（行政改革課職員より説明）

- ・「市民による市民本位のまちづくり」のためには、市民生活や市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し反映させることが必要である。
- ・このことから、行政改革大綱の策定に先駆けて、平成 18 年 10 月から市民意見公募制度を導入し、広報紙とホームページを通じて広く市民の意見公募を実施している。

#### ○提案型公共サービス民営化の実施

（行政改革課職員より説明）

- ・平成 18 年 7 月に施行された公共サービス改革法の主旨に基づき、「民間でできることは民間に任せる」という観点から、全国的にこれまで行政が担ってきた公共サービスを質と価格の両面で優れた民間事業者任せる動きが活発化している。
- ・本市においても、行政運営形態をスリム化し事務を効率化するとともに、民間の優れたノウハウとマンパワーを有効活用する目的から、提案型公共サービス民営化制度を導入したいと考えている。
- ・本市が実施している施策、事務事業のうち、民間において実施可能なものをリスト化して公開し、企業、NPOや市民活動団体などから価格と実施内容の提案を受け、市民にとって有益と判断したものについて、提案に基づき民営化を進めていきたい。今年度中に制度化し、平成 20 年度から徐々に実施していく予定である。

（委員からの主な意見、質疑応答等）

- ・面白い取組みである。とても有効であると思われる。山陽市民病院、図書館、文化会館などに有効なのではないか。  
⇒確かに、施設の管理運営を任せることも一つの民営化であろうが、図書館（貸出し業務のみ）や文化会館については、指定管理者制度の導入を検討していく予定である。

提案型公共サービス民営化制度では、主に、現在職員で行っている事務事業や、業務委託として外注しているソフト事業等を対象として、価格や内容、施行方法等についての提案を広く募集し、市民サービスの向上と経費節減の両面で有効活用していきたい。

#### ○住民投票条例の制定、活用

（行政改革課職員より説明）

- ・市の行う事務のうち、市民全体に重大な影響を及ぼすおそれがあ

協議概要

協議概要

り、市民に直接その意思を問う必要があると認められる事項について、常時、住民投票の請求又は発議ができる環境づくりが必要である。

- ・ 早期に取り組む必要があると判断し、行政改革大綱の策定に先駆け、平成 18 年 7 月に常設の住民投票条例を施行した。現在まで市民の利用はないが、今後も有効活用を市民に啓発していく。

○まちづくり市民会議の開催、充実

(行政改革課職員より説明)

- ・ まちづくりについて広く市民の意見を取り入れるとともに、市民の市政参加を促進する制度づくりとして、行政改革大綱策定に先駆け、平成 17 年 5 月に「まちづくり市民会議要綱」を作成し、市長が定める課題について、市民の中から公募により委員を選考し、公開により調査・検討を行っている。

(委員からの主な意見、質疑応答等)

- ・ まさしく市民参加といえるこのような制度は、白井市政の特徴であり、大変有効な施策である。開かれた市役所（行政）が着実に進行していると実感している。

○提言箱、メール等による意見聴取

(行政改革課職員より説明)

- ・ 不特定多数の市民の声に耳を傾け、その想いを行政に反映させるシステムが必用と考え、行政改革大綱の策定に先駆け、市内の公共施設 25 ヶ所に提言箱を設置して気軽に提言できる環境づくりを整えとともに、ホームページを利用してメールによる提言を常時受け付けている。
- ・ 各提言について、氏名、連絡先等が明記してあるものについては回答している。
- ・ 今後は、提言箱の設置箇所を市内の駅やショッピングセンター等にも拡大していきたい。

○ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援

(行政改革課職員より説明)

- ・ 本市には、市民による自主的なボランティア等を統括・集約し、需要と供給を調整する機能や所管部署はない。
- ・ 福祉分野のボランティアに限っては、社会福祉協議会内のボランティアセンターにおいて、ボランティアコーディネーターが各団体の登録や利用者の把握に基づく調整を行っている。
- ・ 市民が自発的に行う公共的な活動について、その育成と支援を行うため、「市民活動推進条例」或いは「市民活動推進基本方針」のような総合的な指針を整備し、これに基づき、ボランティアや NPO などのサービス提供側と、行政や市民利用者などのサービス

協議概要

需要側とを調整するコーディネート部門を設置する。

- ・併せて、活動を支援していくための財源調達として「市民活動支援基金（仮称）」を設置して、広く市民の寄附を募っていきたい。
- ・今年度を指針整備等準備期間として、平成 20 年度から実施していく。

（委員からの主な意見、質疑応答等）

- ・今、社会福祉協議会がボランティアを集約していてうまく機能しているのだから、あえて市が所管する必要はないのではないか。  
⇒福祉部門のボランティアについては、従来どおり社会福祉協議会で所管していくのが望ましいと考えている。市で所管していくのは、福祉分野以外のボランティアや市民活動全般の登録・調整・活動支援である。
- ・現在、アダルトプログラム制度として地域住民による草刈りや清掃活動が行われているが、この制度とどう違うのか。  
⇒「アダプトプログラムきれいにするっちゃ山陽小野田」制度として、行政の呼びかけにより地域の公園や道路を清掃活動していただいております、これもボランティア活用の一環である。  
今後取組みを予定しているのは、ボランティア等市民活動全般の把握及び支援と、その活動を最大限に活用するための調整機能の充実である。

○活動拠点としての市民活動支援センターの設置

（行政改革課職員より説明）

- ・市民の自主的な活動の場としては、公民館の団体支援室が利用できるが、自立を促す活動拠点としての位置づけではなく、あくまでも会議や作業の場の提供という意味合いが強い。
- ・市民の自主的な活動を促進し、行政依存型からの自立と団体育成を目的として、市民活動支援センターの設置を検討する。市民活動団体等に対し意向調査を実施し、管理運営体制や財政的な支援等内容を協議するなかで、具体的な設置時期について決定する。
- ・ただし、現在、住吉神社前の旧小野田セメント社員住宅のうちの 1 棟を、企業のご好意により市に無償貸付けしていただく予定である。まちづくり市民会議において、保存して利活用していくことが決定し、引き続き市民有志による活用についての協議のなかで、市民活動支援センターとしての活用も視野に入れて検討が行われている。場合によっては、この施設の活用方法として、公設民営或いは民設民営のかたちで、市民活動支援センターの早期設置も考えられる。

（委員からの主な意見、質疑応答等）

- ・市民活動支援センターなるものを設置してしまうと、各団体の一般的な活動に係る公民館等の使用を制約してしまう（使いづらくなる）のではないか。わざわざ支援センターまで行かなくても、

地元の公民館等を利用するほうが便利であるし、人も集まりやすい。

⇒各公民館の団体支援室は、従来どおり積極的に活用していただきたい。市民活動支援センターは、各団体が協力し合って自らが管理することで、団体間の交流や連携を深めていただくことも目的としている。積極的な市民参加活動の拠点としてほしい。

2 その他

次回の開催予定 6月27日(水) 14:00～ 市役所大会議室B

協議概要

--	--